電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令案に対して

提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

（意見募集期間：令和８年４月 21 日～令和８年５月 25 日）

【提出意見数：計５件（個人１件、匿名４件)】

※提出意見数は、意見提出者数としています。

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	匿名	本改正案に関する反対意見を提出します。報道資料に「最近における経済情勢の変動に鑑み、電波監理審議会（会長：笹瀬 巌 慶應義塾大学名誉教授）の審理に出頭を求められた参考人が受ける日当の額の上限を引き上げる必要があるため」とあります。また、該当法令（現行）では旅費実費に関して「宿泊料は、宿泊に要する費用とし、その額は、旅行に必要な宿泊のため現に支払った額」とあります。これらから、審議会委員・特別委員のみの便益に資することを懸念します。実態として原則 Web 会議で開催されていることから、日当以外の根拠に基づき、参考人側に対しての便益に資する改正を推奨します。	本政令案は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 92 条の２の規定により出頭を求められた参考人に支給する日当の額の上限を引き上げるものであり、今回の改正では、電波監理審議会の委員・特別委員に支給する金額に影響はございません。 後段につきましては、電波法による旅費等の額を定める政令（昭和 25 年政令第 173 号）における日当は、審理手続に要した時間に係る参考人への対価という性質を持っているところ、今後の参考とさせていただきます。	無
2	個人	施行の前後で電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令に係る日当の金額が変わるため、新規定と旧規定の対応関係に係	頂いた御意見のとおり、改正後の第４条の規定による日当の支給の基礎とされる同条に規定する旅行に必要な日数でこの政令の施行の日前	有

		る経過措置を設けるべきではないか。	に対応するものに係る日当については、なお従前の例によることとする経過措置を設けることとします。	
３	匿名	キリよく 9000 円ではだめなのか。	改正の背景としている経済情勢の変動は、人事院勧告の官民較差率で捉えることとしているところ、現行の参考人の日当の上限額 8,450 円について、令和７年の官民較差率である 3.62%の引き上げを行うと、8,755 円となります。 参考人の日当については、これまで、事務処理の効率化の観点から、他の公的機関の例も参考に、50 円単位での端数処理を行ってきており、今回は切り下げを行って 8,750 円とすることが適当と考えております。	無
４	匿名	公務員への支給金は 上がるのに、国民の生活費は どんどん削られるのは、どうしてなんでしょうね。冗談ではない。	本政令案は、電波法第 92 条の２の規定により出頭を求められた参考人に支給する日当の額の上限を引き上げるものであり、国家公務員の旅費等の額を改定するものではございません。	無
５	匿名	1.公共インフラを管理する側の「特権的」な経費感覚への疑義 本政令案における旅費等の改定案について意見する。昨今の経済情勢において、電気・ガス等の物価高騰が庶民の生活を直撃し、生活防衛のために身を削る努力を強いられている現状を、総務省はどのように認識しているのか。電波という国民共有の公共財産を管理する総務省が、自らの旅費等の基準を安易に改定・維持しようとする姿勢は、国民の生活実態からあまりにかけ離れている。	本政令案は、電波法第 92 条の２の規定により出頭を求められた参考人に支給する日当の額の上限を引き上げるものであり、国家公務員の旅費等の額を改定するものではございません。 また、行政への御意見については、今後の参考とさせていただきます。	無

		2.大手通信会社と行政の「癒着構造」とコスト転嫁の不公平性 私たちは、大手通信会社が「セキュリティ強化」や「システム維持」を理由に高額な料金を課し、公共の電波を事実上の独占利権として金儲けを行っている構造に強い不信感を抱いている。行政は、本来この不透明な料金構造を規制し、庶民の負担を軽減すべき立場にあるはずだ。それにもかかわらず、行政自身が経費削減の範を示すどころか、特権的な経費基準を維持するような姿勢を見せることは、大手通信会社の利権構造を追認し、国民に対するコスト転嫁を黙認しているのと同じである。 3.真に求められる「公共の責任」への転換を求める 行政に求められているのは、自分たちの組織や旅費の維持・適正化という矮小な議論ではない。大手通信事業者が公共の電波から得ている莫大な利益を、通信料金の値下げや、高齢者・氷河期世代のデジタル生活支援という形で、いかに国民に還元させるかという「公共性の回復」である。 行政が自らの経費を議論する前に、まず優先すべきは、大手通信会社が公共のインフラを通じて国民の可処分所得を奪っている現状を正すことだ。本政令案を強行するのではなく、まずは行政内部の徹底した経費削減を断行し、その余剰分を国民の生活負担軽減に充てる姿勢を明確		

		に示せ。国民が犠牲を強いられる中で、行政だけが従来の慣習を維持することは、国民に対する背信行為であることを強く指摘しておく。		